

購読料

一箇月 二、九三〇円
 本号一部 (消費税・地方消費税・送料込み)
 一箇年 三五、一六〇円
 (消費税及び地方消費税込み)

発行

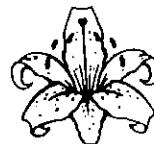
横浜市中区日本大通一
 神奈川県政策局政策部政策法務課
 電話横浜(045)220-1101
 一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五二七
 野崎印刷(045)550-1351
 一

毎週火曜日及び金曜日発行

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年3月27日(火曜日)

号外第15号

目次	ページ		
○条例			
過疎地域における県税の課税の特例に関する条例(総務・税制企画課)	6	神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例(安全防災・工業保安課)	68
知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(安全防災・工業保安課)	69
県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	7	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(県民・NPO協働推進課)	69
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(総務・人事課)	8	神奈川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例(県民・消費生活課)	69
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	46	神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例(県民・次世代育成課)	69
学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(総務・人事課)	47	介護保険法施行条例の一部を改正する条例(保健福祉・高齢福祉課)	70
任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	65	<u>神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例(県土整備・建築指導課)</u>	70
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(2件)(総務・財政課)	66	神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例(県土整備・建築安全課)	70
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	67	神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(企業・総務室)	71
神奈川県消防法関係手数料条例の一部を改正する条例(安全防災・消防課)	68	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(警察・生活安全総務課)	71
神奈川県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例(安全防災・工業保安課)	68	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例(警察・免許課)	71

本号で公布された条例のあらまし

1 過疎地域における県税の課税の特例に関する条例

(1) 目的(第1条関係)

この条例は、過疎地域自立促進特別措置法(以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)の自立促進を図るため、地方税法第6条第1項の規定に基づき、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税について、神奈川県県税条例の特例を設けることを目的とすることとした。

(2) 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除(第2条~第4条関係)

ア 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成31年3月31日までの間に、過疎地域のうち法第33条第1項の規定により新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において、製造の事業等の用に供する一定の設備を新設し、又は増設した者について、それぞれ次に掲げるものに対しては、事業税、不動産取得税及び固定資産税を課さないこととした。

イ 事業税 当該設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年又は当該日の属する事業年度開始の日以後3年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち当該設備に係るものとして計算した額

ロ 不動産取得税 公示日以後に行われた当該設備である家屋及びその敷地である土地の取得(土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)

ハ 固定資産税 公示日以後に取得した当該設備である償却資産であって、市町村が当該償却資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度以内のもの

シ 過疎地域内において、畜産業又は水産業を行う一定の個人について、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金

この公報は再生紙を使用しています

(4) この条例の施行に關し必要な経過措置を定めることとした。

16 神奈川県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県消費者行政活性化基金条例の有効期限を平成33年12月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

17 神奈川県保育士試験手数料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 指定試験機関が行う保育士試験又は国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとする者が試験に係る手数料を指定試験機関に納付しなければならない場合を、指定試験機関がその試験事務の全部を実施するときとすることとした。(第3条関係)

(2) その他規定の整備を行うこととした。(第1条、第3条関係)

(3) この条例は、公布の日から施行することとした。

18 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

(1) 介護保険法の一部改正に伴い、次のとおり所要の改正を行うこととした。

ア 介護医療院開設許可手数料及び介護医療院開設許可更新手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)

イ 介護保険法第72条の2 第1項本文の規定の適用がある場合及び訪問リハビリテーションに係る指定の申請又は指定の更新の申請を介護医療院の開設の許可の申請又は開設の許可の更新の申請と併せて行う場合は、指定居宅サービス事業者指定申請手数料及び指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料を徴収しないこととした。(別表関係)

ウ 介護保険法第115条の2の2 第1項本文の規定の適用がある場合及び介護予防訪問リハビリテーションに係る指定の申請又は指定の更新の申請を介護医療院の開設の許可の申請又は開設の許可の更新の申請と併せて行う場合は、指定介護予防サービス事業者指定申請手数料及び指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料を徴収しないこととした。(別表関係)

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

19 神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

(1) 建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域内の中高層の建築物について、当該建築物により生じる日影についての基準を定め、その高さを制限することとした。(第4条の2関係)

(2) 建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域に係る用途地域における建築等許可申請手数料について新たに徴収することとした。(別表関係)

(3) その他規定の整備を行うこととした。(第52条の10、別表関係)

(4) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

20 神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

(1) 二級建築士試験及び木造建築士試験の受験手数料の額を引き上げることとした。(別表関係)

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

21 神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 電気事業における経営の目標について、新たに相模原市緑区鳥屋に早戸川発電所を設置し、その最大出力を72キロワットとすることとした。(別表関係)

(2) この条例は、平成30年3月28日から施行することとした。

22 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(1) 都市計画法の一部改正に伴い、住居地域の用語の意義に田園住居地域を加えることとした。(第1条関係)

(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、風俗営業の営業所の構造又は設備の変更の承認等に係る手数料の額を改定することとした。(別表第5関係)

(3) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

(4) この条例の施行に關し必要な経過措置を定めることとした。

23 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

(1) 道路交通法施行令の一部改正等に伴い、運転免許試験等の事務に係る手数料を改定することとした。(別表第1～別表第3関係)

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に際し必要な経過措置を定めることとした。

第2条第4号中「第7条」を「第6条」に改める。
 第3条第1項中「において」の次に「読み替えて」を、「が」
 の次に「その試験事務の全部を」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第19号

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を
 次のように改正する。

別表10の項中「申請（）の次に「法第72条の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の申請」を、「許可の申請」の次に「又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請」を加え、同表11の項中「申請（）の次に「法第72条の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の更新の申請」を、「許可の更新の申請」の次に「又は法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請」を加え、同表23の項を25の項とし、19の項から22の項までを2項ずつ繰り下げ、同表18の項中「申請（）の次に「法第115条の2の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の更新の申請」を、「許可の更新の申請」の次に「又は法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新の申請」を加え、同項を同表20の項とし、同表17の項中「申請（）の次に「法第115条の2の2第1項本文の規定の適用がある場合における指定の申請」を、「許可の申請」の次に「又は法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請」を加え、同項を同表19の項とし、同表16の項の次に次のように加える。

17 法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	介護医療院開設許可手数料	6万3,050円
18 法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の更新	介護医療院開設許可更新手数料	2万5,030円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第20号

神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を
 次のように改正する。

第4条の2第1項の表1の項中「又は第二種低層住居専用地域」

を、「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改め、同条第2項中「当該指定に係る」を削る。

第52条の10（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表10の項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表12の2の項中「延べ面積に」を「建蔽率に」に、「建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料」を「建築物の建蔽率の特例許可申請手数料」に改め、同表13の項中「建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可の」を「建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可」に、「建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同表19の項中「建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に」を「建蔽率、建築面積又は壁面の位置に」に、「高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」を「高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料」に改め、同表22の項中「建ぺい率、同条第3項」を「建蔽率、同条第3項」に、「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率、建築物の高さ又は建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「再開発等促進区等における建築物の容積率、建築物の建ぺい率、建築物の高さ又は建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改め、同表27の項中「建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定の」を「建蔽率の算定の基礎となる建築面積に係る認定の」に、「地区計画等の区域における建築物の建ぺい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料」を「地区計画等の区域における建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手数料」に改め、同表34の項中「建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の」を「建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の」に、「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」を「一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第21号

神奈川県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県建築士法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表3の項中「1万6,900円」を「1万7,700円」に改める。